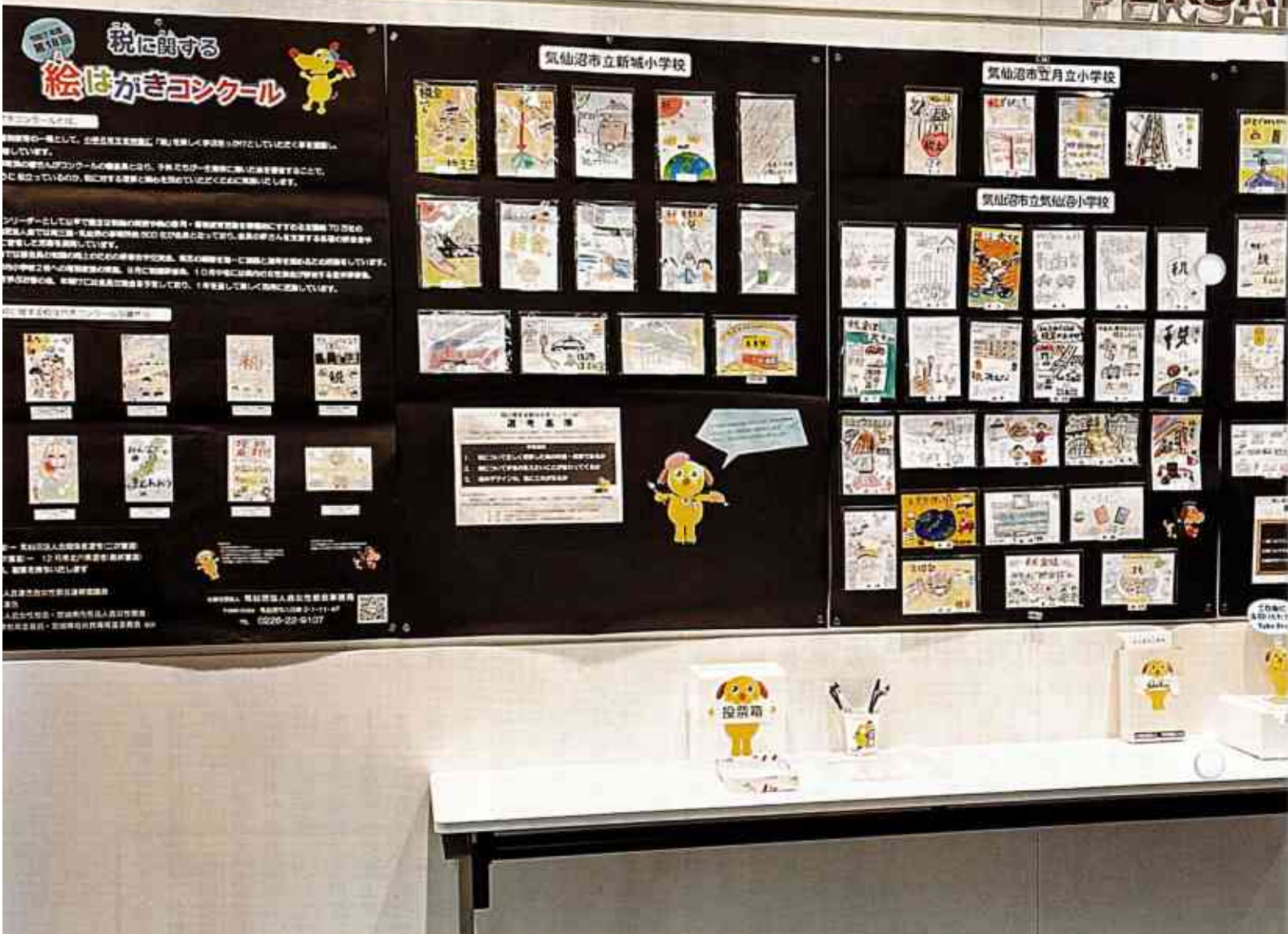




税に関する絵はがきコンクール一般投票会（気仙沼図書館）

法人会令和8年度税制改正提言.....	2
女性部会活動報告.....	4
青年部会活動報告.....	6
新税務署長にインタビュー.....	7
法人会アンケート調査結果報告.....	8
セミナー等ご案内.....	9

法人会 令和8年度税制改正 提言

「金利のある世界」への回帰を踏まえ、 金融市場の動揺を招かない財政運営を！

法人会は令和8年度税制改正への提言をまとめました。
我が国は膨大な長期債務残高を抱え、ここに来て公定歩合の引上げから国債費の利払い費負担が増し、一般歳出予算の硬直化を招きかねない事態にあります。速やかに健全化に着手し、聖域なき歳出削減の方策と工程表を示せと、強く迫っています。
また、経営基盤が脆弱な中小企業への税制や法整備からの実効ある対策を求めています。今後、政府や関係省庁に要望活動を展開して参りますので、ご支援下さい。

1 税・財政改革のあり方

■ 日本でも「金利のある世界」に回帰した経済環境を考慮し、金融市場の動向も見据えた税・財政運営が欠かせない。

1. 財政健全化に向けて

■ 今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。

(1) 参院選に向けた物価高対

策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされた

が、消費税率を引き下げた場合の減税分は別の財源を確保するか、結局は国債に頼らざるを得なくなる。物価高対策や低所得者対策は消費税減税で対応するのではなく、真に支援が必要な人に限定した給付措置が望ましい。

(2) 「こども・子育て政策」

の財源は歳出改革に加え、医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしているが、こうした支援金制度は社会保険料を少子化

対策に充てる実質的な「隠れ増税」と言わざるを得ない。また、歳出改革が想定通りに行われなければ、結局は国債頼みとなりかねない。

(3) 防衛力の抜本強化では防

衛費を2027年度までの5年間で総額4.3兆円とすることを決定しているが、大半が歳出改革や決算剰余金の活用で財源を捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、着実に防衛力を強化するためにも安定財源の確保が重要である。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

■ 中小企業の社会保険料負

担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。

(1) いわゆる「106万円の

壁」への対応として、扶養から外れる人の保険料の一部を勤務先が負担する場合、国が

上限を設けて助成する等の「保険料負担軽減措置」が設けられているが、一時的な措置にとどまっており、安定的な制度の構築が求められる。

(2) 公的年金については、厚

生年金の積立金を財源に充当する基礎年金の底上げが検討されている。抜本的な制度改革は、老後の生活設計に影響するテーマであり、省庁間の壁を取り払い、与野党が一体となって幅広く議論する必要がある。

(3) 少子化対策については、

現金給付よりも保育所や学童保育等の環境整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。高校授業料の無償化も所得制限が撤廃されることとなったが、これは国会審議で予算を成立させるため、少数与党が野党の要求を受け入れて急遽決定したものである。このため、高校授業料無償化に伴う影響評価や財源が担保されているとは言えない。公平性の観点からも課題を残しており、与野党による精緻な議論を求めたい。

(4) 医療は成長分野と位置付

け、デジタル化対応など大胆な規制改革を進める。また、社会保障給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリック（後発医薬品）の安定した供給体制を確立する必要がある。

要剤費を抑制する観点からセルフレイシジョン税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。

(5) 介護保険については、制度

の持続性を高めるために真に介護が必要な者としてない者などにメリハリをつけ、医療と同様に公平性の観点から給付及び負担のあり方を見直す。また、生活保護については、高齢者の増加に伴って給付の増加も見込まれており、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など厳格な運用が求められる。

3. 行政改革の徹底等

■ 国・地方の財政健全化は、

歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。地方を含めた政府・議会は「まず隅より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削って行政改革を推進しなければならない。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を求める。また、調査研究広報滞在費(旧文通費)や政務活動費等の適正化。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員配置と、能力を重視した賃金体系の導入などによる人件費の抑制。

(3) 「第2の予算」とも呼ばれる特別会計と各省庁が管轄する独立行政法人の無駄の削減。

(4) 官業に対してPDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルを確立し、事業のチェック等を継続的に実施することを求める。また、積極的に民間活力を導入した民需主導の自律的な経済成長。

4. マイナンバー制度について

■ 政府は引き続きマイナンバー制度の意義を周知するとともに、行政事務のコストカットに資する等、その具体的な効用を国民や事業者に明示するなどして、マイナンバーカードの利用拡大を促す必要がある。

■ マイナンバーカードと電

子認証にはそれぞれ異なる有効期限が設定されており、行政窓口で更新手続きをする必要がある。国民の幅広い利用を促進するためにも周知徹底を図りながら、更新手続きの簡略化も進めなければならない。

■ マイナンバー法等の改正によって利用範囲は一部拡大されたが、どこまで広げられるか

II 経済活性化と中小企業対策

■ 人手不足や継続的な賃上げなど中小企業が抱える構造的な課題を解決するためには、

中小企業自らの経営改革も重要になる。そうした改革に取り組むためには、新たな付加価値の創出につながるような支援策も必要である。また、

中小企業経営者の高齢化が指摘されている中で、中小企業が保有する独自の技術やサービスを引き継ぎ、地域のサプライチェーン(供給網)機能を維持するため、それぞれの事情に応じたきめ細かな事業承継を後押しする必要がある。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

は今後の重要な課題である。

すでに年金や給付金などの公金の受け取り口座としてマイナンバーと銀行口座を紐付ける取り組みも進んでいるが、これを拡大して世帯所得を把握することができるようになれば、例えば経済対策で支援が必要な困窮世帯に限定して現金を給付する措置を講じるなどの効率化も可能となる。

(1) 法人税率について

近年、大法人に適用される法人税率の引き上げを検討する動きもあるが、不透明な経済情勢等に鑑み、慎重に議論することが求められる。

(2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、黒字中小企業の平均所得を踏まえ1,600万円程度に引き上げること。

2. 事業承継税制の拡充

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業

承継税制の創設

事業承継に資する相続については、事業継承を条件として他の一般資産とは切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

この度、会計検査院は国税庁に対し、相続等により取得した取引相場のない株式等の評価制度のあり方について、検討を求める所見を示した。その評価制度を見直すにあたっては、取引相場のない株式は上場株式と異なり、換金性に乏しい点なども総合的に考慮する必要がある。

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
特例承継計画の提出期限(令和8年3月末日)と特例制度の適用期限(令和9年12月末日)が近付いていることから、期限の延長を求める。なお、期限が延長されないのであれば、これまでの一般措置は使い勝手が悪く適用件数が低調であることを踏まえ、一般措置の適用要件(対象株数、納税猶予割合、雇用確保要件等)

を大幅に緩和すること。

3. 消費税への対応

(1) 課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策を講じるべきである。

(2) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。

(3) 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置(2割特例)について、小規模事業者等における消費税事務が定着するまで当面の間、延長すること。

(4) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面において、さらなる対策を講じる必要がある。

法人会は多岐にわたって税制改正要望を行っています。詳しくは、全法連HPをご覧ください。



第18回 税に関する絵はがきコンクール 一般投票会

9月16日～10月10日



当部会2回目の開催となる「一般投票会」。

今年度は市内5校113点の応募があり、市内3ヶ所を各1週間ほどの期間で巡りながら展示・投票会を開催しました。(会場は気仙沼大島ウェルカム・ターミナル、気仙沼図書館、気仙沼中央公民館で開催)

会場には、小学6年生が描いた力作がずらりと並び、来場した市民の皆さまが一枚一枚の作品をじっくりと見比べながら審査・投票を行いました。どの作品にも、子供たちの豊かな発想と税への素敵な思いが込められており、「どれも上手で選ぶのが難しい」との声も多く聞かれました。



女性部会



税務研修会・ランチ会

9月1日、気仙沼まち・ひと・しごと交流プラザ Pier7 研修室で税務研修会が行われました。

部会員18名が参加しました。気仙沼税務署長の伊藤様と法人課税部門統括国税調査官 館崎様にお越しいただき、キャッシュレス納付体験や解説、納税の大切さを学びました。その後は気仙沼プラザホテルを会場にランチ会が行われました。気仙沼湾を一望しながら和やかな雰囲気の中で近況報告や交流が深まり、より親睦を深める貴重な機会となりました。



この一般投票会は、市民の皆さまに税への関心を深めてもらうとともに、たくさんの子供たちが税に関して興味を持ち、楽しく税の勉強に取り組んでもらえるよう企画しており、投票に年齢の制限は設けていません。(日を改めれば何度でも投票可能)

昨年の一般投票者数は81名だったのに対し、今年は121名の方にご投票をいただきました。また、得票作品は68点となり、これらが二次審査へと進出します。その後は法人会関係者で管内上位10点を決め、県へ提出、11月～12月にかけて東北六県最終審査を迎えます。

全女連全国女性フォーラム 北海道大会

9月18日に開催された全女連全国女性フォーラム北海道大会。全国各地から多くの部会員が集い、講演や懇親会を通じて学びと交流を深める貴重な機会に、当部会からは7名が向かいました。



研修後には北海道の雄大な自然や名所を巡る小旅行も行い、小樽の街並みや美味しい海の幸などを満喫。

普段とは違う環境の中で部会員同士の親睦もさらに深まり、笑顔あふれるひとときとなりました。学びと癒しの両面で充実した研修旅行となり、今後の活動への新たな活力を得ることができました。



5月29日寄贈



9月19日寄贈

食品ロス削減運動

部会イベント時に食品ロス削減運動を呼びかけ、部会員の皆様が持ち寄ってくださった食品・タオルなどをフードバンク気仙沼様へ寄贈いたしました。今後も定期的に寄贈できるよう活動して参ります。

県女連 登米移動研修会

10月8日、県女連登米移動研修会が開催されました。当部会からは8名が参加。伝統芸能伝承館森舞台を訪れ、登米能を鑑賞しました。鑑賞の前には舞台の歴史や舞台後方の鏡板に描かれている松について説明を受けました。学んだうえで鑑賞した能の舞は、より一層心に響くものとなりました。その後は、うなぎ割烹で美味しいうなぎを味わい、充実した一日となりました。



青年部会



第六回宮城県連青年の集い 気仙沼大会

九月五日、第六回宮城県連青年の集い気仙沼大会がゲストハウス気仙沼アーバンで開催されました。当日は台風による大雨の影響で、集いセレモニー開始前に予定していたエクスカーション（一歩こう！撮ろう！気仙沼・南三陸へ「Go ahead（ゴー・ヘイ）」）はやむなく中止となりましたが、セレモニーからは一八名が参加しました。



セレモニー後に行われた交流懇親会では会場を移動し、単位会ごとにテーブルを開いてスタートしました。会場ではゆう寿司バイパス店様の握り寿司屋台が設けられ、乾杯と同時に長い列ができ、あつという間に無くなるほどの大盛況ぶりでした。アトラクションでは、太鼓学舎様による太鼓体験と、その後各会代表者による達人コンテストを開催。少し酔いながらも表情



は真剣そのもので、普段とはまた違った一面が垣間見え、参加者同士の親睦がさらに深まる時間となりました。二つ目のアトラクション「法人会格付けチェック」では、各部会長にご登壇いただき、全五問に挑戦していただきました。



出題は、地元会員企業産のワイン・海苔・日本酒・オイスターソース・氷をそれぞれ市販のものと比べるもの。

実際にその場で味わっていただきましたが、真剣な表情で回答する部会長方の姿に会場は大いに盛り上がり、参加者全員が一体となって楽しむ時間となりました。（一流部会長は栗原法人会様でした）

今大会を通じて部会間でも交流の輪が広がり、心温まる1日となりました。大雨にもかかわらずご参加くださった皆様に、心より感謝申し上げます。

また気仙沼へお越しいただけましたら嬉しく思います。



新税務署長にインタビュ―

気仙沼税務署 署長
伊藤 勝



七月から新しく気仙沼税務署長に就任された伊藤勝氏にお話を伺いました。

☆
☆
☆

七月十日付で気仙沼税務署長を拝命しました伊藤勝（いとうまさる）です。

氣仙沼法人会の役員並びに
会員の皆様には、平素から税
務行政の円滑な運営につきま
して、深いご理解と多大なる
ご支援を賜り、厚く御礼申し
上げます。

気仙沼法人会の皆様には、親会・支部・青年部会・女性部会が一丸となり、税に関する研修会やセミナーの開催、租税教室への講師派遣、税に関する絵はがきコンクールや

税を考える週間における税金
クイズ大会の実施など、年間

を通して税知識の普及や納税意識の高揚を図るための事業に積極的に取り組まれており、心から敬意を表します。

はじめに自己紹介をさせていただきます。出身は、気仙

沼市から真西の方向、日本海に面した山形県酒田市で

す。前任は、本州最北端の税務署である青森県のむつ税務

署の署長です。国税の職場に就職してから今年で四十年目となりますが、この間に山台

それでは、せっかくの機会いただきますようお願いいたします。ですので、ここで国税当局のします。

重要な取組の一つであるe-Tax（国税電子申告・納税システム）の利用拡大について説明いたします。

て、申告と納税に分けてそれぞれ利用状況をご説明させていただきます。

まず申告について、法人税 シュレス納付は、その利便性を代表に取り上げてみます の高さから全国的に利用が拡

と、令和六年度のe-Tax大しており、令和六年度末の利用率は、全国及び仙台国利用率は全国で四割半ばに達

税局管内ともに約九割に達し、国税全体の納税手続のうち、ほぼ十社に九社がe・Tち半分近くがキャッシュレス

管内の利用率は約三割で、当
あり、気仙沼法人会の各議の管内の利用率は約三割で、当

管内の利用率は更にこれを
署管内の利用率は更にこれを
引き続き、利下回っており、多くの納税者
に引上げます。

用拡大に向けた取組へのご支の方が納税のために金融機関
援とご協力をお願いいたしまや税務署の窓口には足を運んで

す。
ちなみに、申告所得税の
このような状況を踏まえ、
いるのが実情です。

e・Tax利用率も年々上昇。当署ではキャッシュレス納付しており、令和六年度は全国手段の中でも「ダイレクト納

及び仙台国税局管内ともに約付」(e・Taxによる口座
四人に三人がe・Taxで申振替)のご利用を強くお勧め

利用率はその水準に達していない。ダイレクト納付は、①納税

ないのが実情です。気仙沼法のためには金融機関や税務署に人会の皆様には、会社の役員 出向かなくてもいい、②会社

る際には、是非、年々使い単に納税手続ができる（イン

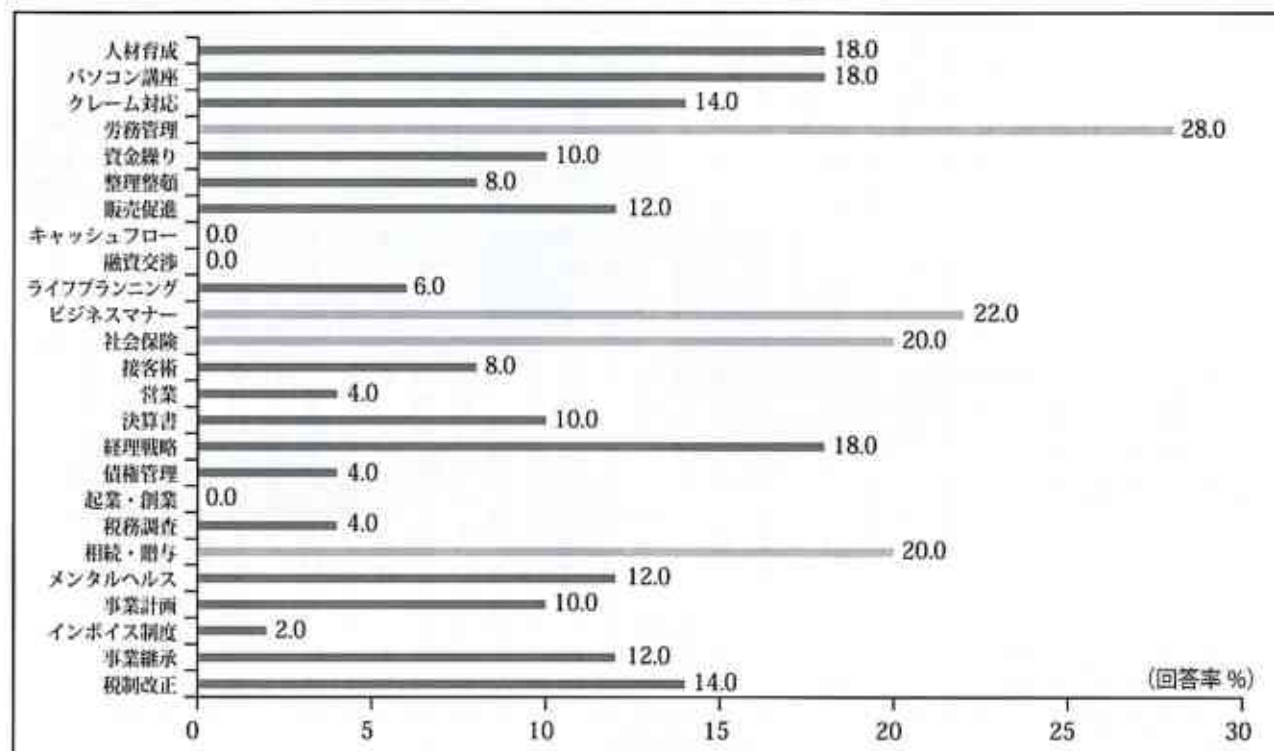
よる e・Tax 申告をご利用 特別なソフトやアプリのイン

法人会アンケート調査の結果報告

9月に実施いたしました、当会アンケート調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。お忙しい中、会員50名様より貴重なご意見やご要望をお寄せいただき、心より感謝申し上げます。結果は以下の通りとなりました。お寄せいただいた内容は、今後の事業運営の向上に活かして参ります。

今後ともご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

●開催を希望するセミナーテーマについて（複数回答）



●セミナーの開催についての意見・要望

- ・オンラインセミナーを実施してほしい
- ・初心者向け、上級者向けの2パターンが欲しい
- ・健康経営・パワーポイント・助成金、補助金・DX・SNS管理・世代間のズレの解消法
- ・建設業向けIT活用法・ハラスメント・コンプライアンス・チャットGPT・M&A・コーチングについて開催してほしいとの意見があった

●新春講演会で講師にお招きしたい方

- ・水産業の今後の見通しについて詳しい講師
- ・野球、スポーツ関連の講師
- ・櫻井よしこ
- ・人手不足解決策で詳しい講師
- ・守屋守武県議
- ・柳家花緑（江戸の経済）
- ・政治家
- ・企業家
- ・堀江貴文
- ・池上彰
- ・世界情勢に詳しい講師
- ・ロバート秋山
- ・響れい
- ・令和のハラスメント対策に詳しい講師
- ・AIの発展で変わる未来について詳しい講師

●会報誌の新タイトル案

- ・けせんぬまだっちゃ
- ・Kesennuma
- ・経営リサーチ気仙沼法人会
- ・Now! 気仙沼法人会
- ・けせんぬま法人だより
- ・法人会だより
- ・けせんぬま Wave
- ・法人ニュース
- ・ビズけせんぬま
- ・気仙沼法人かわらばん
- ・サブタイトルを付けてほしい
- ・現行のままだがよい

※会報誌タイトルについては来年当会創立50周年を記念してリニューアルを検討中です。

以上

源泉徴収の総決算をスムーズに！ 年末調整事務セミナー

日時：令和7年11月6日(木)
午後1時30分～3時30分

会場：ゲストハウス気仙沼アーバン2F
(気仙沼市本郷22-5 TEL 23-9696)

定員：50名 **受講無料**
(定員になり次第締切り)

主催：(公社)気仙沼法人会

お問合せ・お申込先：気仙沼法人会事務局

TEL 0226-22-9107 / Fax 0226-28-9133

《セミナーカリキュラム》

- 年末調整とは
 - 今回の改正点
(基礎控除の見直し等)
 - 事務手続の流れ など
- 講師：気仙沼税務署担当者



@KESENNUMA_HOJIN

気仙沼法人会 公式 Instagram 開設しました!!

活動報告やセミナー案内など発信中です！
Facebook や HP もご覧ください♪

— 新入会員のご紹介 — (R7年9月末時点) ※敬称省略
会員数：493社

【9月入会】 正社員：1社 合同会社 L.S.C (歌津)
賛助会員：1件 大漁丸 (大島)

名刺・伝票・ハガキ・ラベル・会報等々
— 最短納期でお応えします —

目隠しシール「情報守くん」、省資源対策「往復封筒」等
自社開発商品もございます。

双葉印刷株式会社

〒988-0866 宮城県気仙沼市内松川41-1
TEL (0226) 25-8215 FAX 25-8216
<http://www.futaba-insatsu.co.jp>

お詫び

前回発行「法人ニュースけせんぬま第175号」におきまして、6頁「教育スポーツ部門賞」記事内容に誤りがございました。

関係各位ならびに会員の皆様にご迷惑をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

今後は再発防止に努め、より一層正確な情報をお届けできるよう細心の注意を払ってまいります。引き続き変わらぬご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

気仙沼法人会事務局

日本の「食品ロス」は
年間464万トン^(※)

事業者 231万トン
50%
家庭 233万トン
50%

みんなで食品ロスの削減に 取り組んでみよう!

「食品ロス」ってなんだろう?

まだ食べることができるのに、捨てられている食品のことをいいます。

日本の「食品ロス」は年間464万トン^(※)で、食品ロスの約半分は家庭からでています。日本の人口1人当たり、毎日、おにぎり1個分(102g)の食べ物を捨てている計算になります。



(※) 令和5年度推計(農林水産省・環境省)

「食品ロス」を減らすには……

食品の期限表示を正しく理解することが大切です。

「消費期限」と「賞味期限」を正しく理解することで「食品ロス」の削減につながります。

「消費期限」

過ぎたら食べない方がよい期限

「賞味期限」

おいしく食べることができる期限

※表示されている期限は開封前の期限ですので、一度開封したら期限に関わらず早めに食べましょう。

消費期限と賞味期限のイメージ



意味

賞味期限	おいしく食べることができる期限 (best-before date) 定められた方法により保存した場合に、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限。 ただし、当該期限を超えた場合でも、これらの品質が保持されていることがある。
	過ぎたら食べない方がよい期限 (use-by date) 定められた方法により保存した場合、腐敗、変敗その他の品質(状態)の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限。

(消費者庁「食品ロス削減関係資料」を基に作成)

